

## 社会福祉法人いちいの会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人いちいの会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員等の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 会議とは、評議員会及び理事会その他の所定の会議をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称のいかんを問わず、報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費その他の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して会議への出席その他の職務の遂行の対価として、報酬等を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し職員の給与を支給する役員等に対しては、この規程にもとづく報酬等は支給しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本人の申出により報酬等の全部または一部を支給しないことができる。

### (報酬等の額)

第4条 役員等の一人あたりの各年度の報酬等の総額は、年間20万円以内とする。

- 2 役員等の報酬等の額は、別表に定めるところによる。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬等は、役員等が職務を遂行した後に支給することとし、各四半期末日締め翌月10日（当該日が銀行休業日の場合は、前営業日）に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。ただし、本人の申出により職務遂行後早期に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第6条 役員等に対する費用の弁償については、役員等旅費規程に定めるところによる。

(表彰・慶弔)

第7条 役員等の表彰、慶弔等に関しては別に定める。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の解釈は理事長が行う。

附則

1 この規程は令和元年6月1日から施行する。

【別表】 役員等の報酬等の額（一人1日あたり。税引き前）

役職名	職務の遂行の内容	額
評議員	評議員会に出席	1万円
理事	理事会に出席	1万円
	評議員会に説明者として出席	1万円
監事	理事会・評議員会に出席	1万円
	事業報告及び決算の書類の監査のために出勤	1万円
	その他の監査のために出勤	5千円
役員等	評議員選任・解任委員会に委員又は説明者として出席	1万円
	経営会議に出席	5千円
	理事長の命を受け前各項以外の職務のために出勤	5千円

(注) 同じ日に二以上の職務を遂行した場合は、いずれか高い額を一つ適用する。  
みなし決議の場合及び会議等に傍聴者として出席した場合は、支給しない。